

評価基準

評価項目	評価基準	配点
実施体制、 技術者・同種・ 類似業務実績	① 管理技術者、技術者等の構成・役割が明確であり、本業務の遂行に必要な体制が確保されている。 また、問合せ担当者が明記されており、打合せに迅速・的確に対応できる体制が確立されている。	5
	② 専任の担当者（有資格者）の配置があり、専門性の高い照会内容に対しても迅速かつ的確に対応できる支援体制が確立されている。	5
	③ PPP/PFI 事業に関する知識・経験が豊富で、関連する資格を有する人員が配置されている。 業務分野は5分野（管理技術者、法務、建築、都市計画、金融ファイナンス）で配置されている。	10
	④ 同種・類似業務の受託実績があり、効率的・効果的な実施が期待できる。	10
実施方針	⑤ 本業務の目的に沿った明確な実施方針が具体的に記載され、適切である。	10
具体的な 業務内容	⑥ 別途策定済である建替に係る基本計画に示された、団地全体の現況調査及び土地利用計画案を踏まえ、事業の進め方、県と民間事業者の業務・リスク分担等について適切な検討方法が提案されている。	15
	⑦ 県営住宅整備に係る市場調査の実施について、民間事業者にヒアリングを行う際の、質問内容・方法等が提案されている。	15
	⑧ 従来手法と PFI 手法の LCC の比較方法、本事業における総合評価の方法等が適切に提案されている。	10
作業工程	⑨ 本委託業務における作業工程が具体的に記載され、作業の流れを正確に理解している。	5
その他	⑩ 仕様書に示されている事項以外にも、本業務の目的に沿った具体的な提案がされている。	10
社会的取組の 実施状況	⑪ 社会的価値の実現に資する取組の実施状況を評価する。	5
計		100

(注) 記載にあたっては、評価項目を見出しとした様式（以下、様式という。）に必要な事項を記載してください。他の様式に評価項目に関する事項と認められる内容の記載がある場合でも、原則として様式を跨がった評価は行いません。